

第 33 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 27 年 10 月 15 日（木） 9：30～12：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一構成員、勢一智子構成員、野口貴公美構成員、伊藤正次構成員

〔政府〕 池田憲治内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、小宮大一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、野村謙一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、荒木健司地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 27 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 18：介護支援専門員業務に係る監督事務の指定都市・中核市への移譲（厚生労働省）>

（高橋部会長）全市町村に介護支援専門員に対する監督権限を付与・移譲することを検討するということか。

（厚生労働省）今の段階では、権限移譲についてどのように整理するのか、全国市長会や全国町村会等の関係団体と具体的に議論をしているわけではない。市町村が権限移譲を受けられる体制かどうかという懸念がある。

（大橋構成員）平成 30 年度に全市町村に権限移譲するという形になれば非常に望ましいことだと思うが、提案内容は指定都市と中核市に権限移譲をしてほしいという趣旨である。全市町村に移譲することについて意見がまとまらず、30 年度の施行が先送りになると、指定都市や中核市にとっては待たされることになる。二段階の移譲として、先に指定都市と中核市に移譲を行い、経験を積んだ後に全市町村に移譲することはできないか。

（厚生労働省）制度改正となると、社会保障審議会の審議を経る必要がある。28 年度に審議会で議論を行い、29 年度の通常国会に必要な法案を提出することが考えられるが、30 年度施行が最短のスケジュールである。それを前倒しすることは困難である。

（大橋構成員）今回の提案を受けて、全市町村に移譲することについて検討を行うということか。

（厚生労働省）然り。中核市については「手挙げ方式」による付与・移譲を求める旨の意見が全国市長会から出されている。一定の大きな事務なので指定都市及び中核市に任せるとするのは一つの方法かと思うが、今回の提案は都道府県との並行権限を付与するものであるので、大都市特例の考え方とは異なる。

事業所の指定権限を有するがゆえに、介護支援専門員に対しても都道府県と並行的に監督権限を付与することになると、指定都市及び中核市とそれ以外の市町村で分けることや「手挙げ方式」を採用することは、今までの制度設計からすると整理が難しい。しっかりと整理をしないと、権限を受ける市町村の納得も得られないと考えている。

（高橋部会長）並行権限の場合では「手挙げ方式」として整理ができないという点について、詳しく説明していただきたい。

（厚生労働省）整理ができないという結論を先取りして申し上げるということではない。並行権限における「手挙げ方式」は前例がない。「手挙げ方式」自体は前例があると承知しているが、介護保険制度において制度設計することについて、しっかりと説明ができるように検討する必要がある。

（大橋構成員）指定都市が介護支援専門員に対して監督権限を行使しようと思った際に、直接行使することができず、都道府県に依頼する必要があるなど、非常にもどかしいところがあることが提案の趣旨であり、現に権限付与を望んでいる団体がある。最低限、指定都市及び中核市については、きちんと権限を行使できるようにしていただきたい。

（厚生労働省）介護支援専門員に対する指導監督の必要性があるということは、重要な指摘だと思っている。一方で「手挙げ方式」については、監督を受ける側である介護支援専門員が、当該地方公共団体の監督権限の有無について知っている必要があるので、検討が必要。

（高橋部会長）「手挙げ方式」は新しいものなので、前例がないことはあり得る。許認可事務であれ登録事務で

あれ、どの地方公共団体が権限を有するのかということ、きちんと明示しなければうまく機能しないのは当然である。並行権限を有する団体が対象者に並行権限を有する旨を明示すればすむので、並行権限においては「手挙げ方式」がなじまないという理屈は理解できない。

(大橋構成員) 権限をどこの地方公共団体が有しているのかを明示するように制度設計すれば、権限の所在が分からないといった懸念は解消されるのではないか。

(厚生労働省) 前例にこだわるつもりはなく、制度の整理ができれば「手挙げ方式」もあり得る。一方で、今回の介護支援専門員の事務に関しては、介護支援専門員が登録を受けていない地方公共団体から監督を受けることになるので、権限の所在を明示するには、実務上どういう方法が適当なのかよく検討する必要がある。

(伊藤構成員) 希望する地方公共団体に権限移譲をするという形での制度設計を考えているのか。それとも、全市町村もしくは指定都市・中核市に移譲することを検討するのか。

(厚生労働省) 指定都市・中核市にまず移譲するという方法もないわけではないが、一般的には、全市町村に移譲した方が現場の混乱は少ないと思う。一方、受け入れ態勢が整っていない市町村もあるかもしれないので、実務的にどういう対応ができるかということについて検討が必要。

(高橋部会長) 29年度の地方分権一括法において指定都市と中核市に先行して付与し、30年度の地方分権一括法において全市町村に付与することとし、二段階で改正することは法制的に問題があるのか。

(三宅次長) 指定都市と中核市に先行的に付与することについて、厚生労働省の関係審議会の理解が得られれば可能である。

(高橋部会長) 指定都市は権限移譲を受けたいと言っている。介護支援専門員の予見可能性の観点においても、指定都市のみを対象とすることも制度上あり得るため、移譲する方向で検討することを約束していただきたい。

(厚生労働省) この提案を受けて、実現に向けて積極的に考えているということは理解いただきたい。指定都市・中核市に限らず、全市町村に広げられないかということまで考えている。現時点では関係団体の意見を十分に聞いていないので、具体的な方法については今の段階では言い切れない。関係団体の意見をよく聞いて進めたい。

(高橋部会長) 今後の調整スケジュールについて伺う。

(厚生労働省) 介護保険制度の位置付けとしては、先ほど申し上げたように平成30年度からの実施とするのであれば、今年中もしくは今年度内には検討には着手していく必要があるが、関係団体とも意見交換を進めていきたい。28年度のいずれかの時点で、ある程度考え方をまとめることになる。

(高橋部会長) 閣議決定にどう盛り込むか事務局と調整してほしい。

(厚生労働省) 実施することになった場合、市町村において十分な準備期間が必要。自治体での準備が円滑に進むように努力しなければいけない。

(高橋部会長) 平成30年度から実施するためには周知期間が必要なので、むしろ28年度にはきちんと成案を示していただく必要がある。

<通番2：サービス付き高齢者向け住宅に係る計画策定権限等の市町村への移譲（国土交通省）>

(高橋部会長) 検討いただくとのことだが、どのように検討するのか。年末に閣議決定を控えており、スケジュール感を教えていただきたい。

(国土交通省) 我々も全体のスケジュールを踏まえながら、詰めていく必要があると考えている。都道府県と市町村が連携して、地域の実態を踏まえてサ高住が供給されていくことが必要という問題意識は共有している。

また、サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会を開催しているが、4月の中間とりまとめでは地元自治体の関与を強化し、計画的な整備を推進することが必要という提言があった。当面できることとして、今年度から補助金の交付申請に市町村への意見聴取を要件化するが、そのほかに現在、28年度より市町村のまちづくり方針との整合を要件化することとして、予算要求をしている。

法令上、希望する市町村に計画策定権限を移譲すべきというのも前向きに捉えているが、法改正が求められる。また、都道府県の懸念は解消できるのか、登録事務あるいは監督事務が適切に行われるのか、登録は一覧性を持って都道府県が情報提供しているが、市町村が個々に情報提供したときに支障がないという説明が整合的にできるか、実務的な視点、都道府県と市町村との役割という法制的な部分でも本当に堪え得るのかは、なお検討を要する。

真摯に検討するが、今日の時点では引き続き検討するという回答をしたい。

(高橋部会長) 補助金について市町村の関与を強める積極的な報告は大変結構だが、本題は手挙げ方式の権限移譲で、閣議決定に実現する方向で検討することを記載いただきたい。

懸念は深刻なものなのか。既に委任で市町村が基準の緩和・強化をしており、権限移譲しても現行と大きく変わらない。さらには真摯に協議していく中で、調整することが当然残されている。

情報共有にしても、手挙げ方式であれば、小さな市町村についての懸念は生じないのではないか。都道府県の指摘事項についても、制度を仕組む制度官庁において、分権の観点から決断いただきたい。

(国土交通省) 都道府県の役割と手を挙げた市町村の役割について、整理と調整の必要がある。運用実態も勘案しながら問題ないことを整理し、法改正になれば説明責任も出てくるので、そこは厚生労働省とも歩調を合わせながら、できるだけ速やかに進めたい。

(大橋構成員) 今回の回答についての私の感想は、高橋部会長と同じである。一部都道府県からの見解は一般的には考えられることかと思うが、計画間調整のやり方はいろいろある。登録基準に地域の特性を踏まえるのは、自治の世界ではあり得ることである。

懸念は比較的抽象的なものであるのに対し、支障は非常に具体的であり、コンパクトシティを目指す中で、福祉の拠点が郊外に広がる状況がある。そこを改善するために計画の策定権限の委任を求めるが、それは既に一部自治体では都道府県の計画に委任規定を置く形で実施している。

実務上、社会実験のような形があり、それをフォーマルに手挙げで実施することが、非常に具体的な形で提案されている。閣議決定に向けては、手挙げ方式で法律に委任の権限を置くことについて検討するという形での、絞り込んだ回答をいただきたい。

(国土交通省) 先生の指摘も理解するが、都道府県の考え方や様々な課題も踏まえつつ、どう政策を進めていくか考えたい。そこは運用実態、ヒアリングも踏まえながら真摯に検討したい。

(大橋構成員) 都道府県の計画に委任規定を置いて、市町村に権限をおろすやり方は、実験的なやり方としては1つの実務のあり方かと思うが、計画策定権限を持っている都道府県の意向次第になり、基礎自治体の足かせとなる。法律で委任規定を置いて、希望市町村に権限をおろす形への制度のシフトをお願いしたい。

(国土交通省) 制度として仕組んでいくときには、実務的に法制的に堪え得るかを詰めた上で、検討していかなければならない。指摘は十分に理解しており、それも踏まえながら真摯に検討したい。スケジュール感もあるので、できるだけ速やかな検討に努めたい。

(伊藤構成員) 都道府県から懸念があるとのことだが、全国知事会も手挙げ方式で導入することについては賛同している。そこを踏まえてぜひ、今後もスケジュール等を調整して進めていっていただきたい。

(高橋部会長) 検討するという回答だが、閣議決定前には政務の調整もあるかと思う。11月末ぐらいまでには、ある程度明確な回答をいただきたい。

(国土交通省) この場での確約は難しいが、少なくとも全体のスケジュール感は理解しており、そこは事務局とも調整をしたい。

(高橋部会長) もう一つ気になるのは役割分担で、大橋構成員の申し上げたように、手挙げ方式はまさにその手を挙げた団体に委ねるかという話である。抽象的な都道府県と市町村との役割分担論を議論するのは違うのではないか。

(国土交通省) 前回のヒアリングでも高橋先生から、希望するところに手挙げでやるべきではないかという指摘をいただいているので、その方向性が可能かどうかを詰めたい。

(高橋部会長) 承知した。

(勢一構成員) 確認だが、資料3の7ページ、2次回答の最後には、制度改正の可否の検討とあるが、これは制度改正を実現する形で検討すると、受けとめてよいか。

(国土交通省) 現時点で可否の回答はできかねるが、指摘いただいた形で考えたときには法改正の枠組み、取組みが求められる。法改正が可能かきちんと検討して、何らかの形で結論は出したい。

(伊藤構成員) 市町村が抱えている問題あるいはコンパクトシティとの関係で制度改正が必要という話について、否定する方向であるならば、補助金等の関係で市町村の関与を強化する方向で制度改正の検討をしている説明と齟齬があるのではないか。

(国土交通省) 文面だけ見ると非常に後ろ向きに捉えられるかもしれないが、前向きに捉えつつ、それが実

務的、法制的に堪え得るのかというところを検討していきたい。決して、抵抗する趣旨ではない。

(高橋部会長) 膠着状態だが、我々としては石破大臣が各所管省庁の大臣をお願いしたように、障害があるのであれば具体的に指摘いただき、できないことを明確化していただきたい。ベクトルの方向性は同じという話で、懸念は一般抽象的であった。手挙げ方式での実施について、明確な反論もなかったと思われる。

そういう意味では、政務できちんと調整していかざるを得ない気がしており、最終的にどう閣議決定に盛り込むかを調整していただきたい。もう理屈の話は終わった気がするので、事務局、さらに政務の中で判断いただきたい。

(国土交通省) 多くの指摘をいただいたので、分権事務局とも調整しながら検討したい。

(高橋部会長) ぜひ願います。

<通番 26：公営住宅の一部入居者（生活保護受給者又は一定の認知症患者）に対する収入申告の義務付けの緩和（国土交通省）>

(高橋部会長) 来年度までに提案内容を実現するための制度改正を行う方向で閣議決定をいただくということではよろしいか。

(国土交通省) 基本的には提案を受け入れる方向だが、制度改正をするからには十分に検討し、しっかりと対応したい。

(高橋部会長) 制度改正をするという方向性を閣議決定に明示していただくことで事務局と調整いただきたい。

(国土交通省) 了解した。提案実現には法改正が必要なため、時間がかかることはご理解いただきたい。

(大橋構成員) マイナンバー制度について、確かに生活保護法第7条などに申請主義の原則があるが、同法第7条ただし書きで例外が認められている。生活保護でももともとは職権主義から申請主義に移行したような仕組みであるため、公営住宅においても例外を認める余地というのはいくつかあるのではないかと。

また、マイナンバー制度について、最初に例えば概括的に、一括同意型の方式というのも申請の形態の中の1つとしてあり得るのではないかと。マイナンバー制度の利用について原則論で切った説明であり、厳しい。

(国土交通省) マイナンバーを利用しての職権認定に関して、収入申告の本人原則を踏まえれば、収入申告にマイナンバーを用いるには入居者本人の同意が必要である。最初に1回もらえば後は同意なしで本当にやっているのか、あるいは毎年同意書だけ出させて作業をするのか等、その辺は議論がある。

ただ、マイナンバーの利用にあたって事務的なミスが発生した場合の責任等のトラブルも考えられる。

(大橋構成員) 責任の問題については、公営住宅ではなくてマイナンバー制度自体の基盤の話なので、それはマイナンバー所管のところに責任がある。

申請主義をとった場合であっても、包括同意方式を実務上導入して柔軟化する方法や、添付書類の軽減という活用方法もあるので、もう少し検討いただきたい。

(国土交通省) 申請書の簡素化にマイナンバーを利用するというのはいくつかある。ただ、申請書類の書式や添付書類は自治体がそれぞれ条例により定めているので、マイナンバーを活用する自治体はマイナンバー利用に関する条例改正が必要であり、条例整備が整った事業主体ごとに利用が始まる。マイナンバーを活用しようという取り組みをする事業主体はあると思われるので、先行事例が出れば、それを全国に横展開してもらうように情報提供することはあり得る。

(大橋構成員) そうであるとすれば、毎年度提出する収入申告書という書類1枚を提出することになる。包括同意方式が余りに長期で不安であるということであれば、少しスパンを切ってやる可能性もあると思われるが、どうか。

(国土交通省) 毎年申告するときにマイナンバーを本人が記入して出してくれば、添付書類を省略するというやり方をする自治体は今後出てくると思われる。しかし、実際にどのように事務処理を行うかは事業主体の判断によるため、その点との兼ね合いも考慮する必要がある。

(高橋部会長) 積極事例の周知や添付書類の省略も是非あわせて周知していただきたい。

(国土交通省) 了解した。

(高橋部会長) 是非中間的な報告をいただくことと、前向きに検討していただくことはお願いしたい。

(三宅次長) マイナンバーの利用対象にするのに条例で個々にやる場合と、法律で一律にやる場合とがあるが、法律で全国的にやるということで検討いただきたい。

(国土交通省) 番号法第9条第1項で、公営住宅法第16条に関する事務でマイナンバーを利用できるという規

定があって、また、番号法第9条第2項に基づき条例を整備していただければ、マイナンバーを利用して市町村内部で税務部局が持つ情報を住宅部局が使うことができる。

(高橋部会長) その辺を含めて、活用事例があった場合には周知していただく方向で、是非お願いしたい。

<通番 37：都市公園の占用期間の条例委任（国土交通省）>

(高橋部会長) 平成27年中に結論を出したいとのことだが、今年度の閣議決定との関係はいかがお考えか。

(国土交通省) 平成27年中に打ち出す方針が閣議決定に書かれるものと認識。

(高橋部会長) 11月末末途に具体的方針を示していただくことが望ましいと事務局から聞いているが。

(野村参事官) 12月中旬閣議決定となると、事務的には11月中旬には案文を固めておく必要がある。年内に方針を固めるということでは間に合わないおそれがあるので、その点御留意いただきたい。

(国土交通省) 承知した。間に合うようにしたい。

(高橋部会長) ヒアリング対象団体数はどれほどか。

(国土交通省) 14団体である。

(高橋部会長) 御多忙のところ恐縮だが、今事務局が示したペースでお願いしたい。

(国土交通省) 承知した。

(野村参事官) 提案団体である北上市は条例未制定であるためヒアリング対象には含まれないとのことだが、現行規定が短期であるため制度利用が進まない等の提案団体の主張も踏まえ、検討を進めていただきたい。

(高橋部会長) 国土交通省提出資料において、現状で構わないという団体もいる一方、半数近くが現行の期間は短いと回答している。その点に鑑み、地方の自由度を高める観点から、検討いただきたい。

(国土交通省) その点は踏まえて結論を出したい。

(伊藤構成員) 調査対象は既に条例での期間延長を行っている団体ということだが、提案団体のように、現行期間が短期であるが故に二の足を踏んで条例を制定していないという自治体もあると認識している。そうした潜在的ニーズは全国各地にあるはずであるから、少なくとも提案団体は含めて検討いただきたい。

(国土交通省) 少なくとも北上市には聞きたい。

(大橋構成員) 昨年度の2次回答においては、耐久性等の観点から占用の最長期間を規定しているとのことだった。都市公園法施行令において、具体の物件ごとにそれぞれの性質に応じて占用期間を定められているようだが、ここでの期間は、占用を認めるに当たっての最長期間だという整理か。

(国土交通省) 法令で、それぞれの年月を超えてはいけないといった規定になっている。自治体によっては、「6月」として占用期間の最長限度を規定しておいてほしいという要望も聞いている。

昨年度閣議決定等の趣旨を踏まえ、現行の6か月を単に延長するのか等について、追加のヒアリングを通して、団体の意向等を調査したい。

(高橋部会長) ヒアリングも非常に重要だが、スケジュールに間に合うよう、前向きな検討をお願いしたい。

<通番 39：都市計画の軽易な変更の見直し（国土交通省）>

(高橋部会長) 丁寧な調査と前向きな方針に感謝。その上で、意見を聴取し、精査して措置をするというのは、今後の作業の進め方として理解してよろしいか。

(国土交通省) 然り。これは最終的に省令で規定する。原則、都道府県が現行認められている軽易な変更の範囲と同様としつつ、例えば他の都市計画の変更等に影響を及ぼすような場合を除くというような形で、市町村の意見も聞きながら精査していきたい。

(高橋部会長) 資料記載の要件がそのまま省令化されるものではないということか。

(国土交通省) そこは法制的な検討が必要。「他の都市計画に影響を与えるような場合を除く」などのイメージを持っている。

(高橋部会長) もう少し抽象的な表現になる可能性が高いということか。

(国土交通省) 然り。

(大橋構成員) 原則、都道府県並みとしていただけることは高く評価したい。一方で、例外として示された事項についてやや懸念を抱く。例えば道路の接続部分に係る変更をした場合、ネットワークに影響しないことはあり得ず、必ず交通量に変化が生じる。そういう意味では、単に影響を及ぼすだけでなく、超過して支障が出る場合を例外とするということか。また、道路の形状の変更に関しても、このような細かい話が制度改正の前提

となるものなのか。他の都市施設との関係での調整の必要性というのにはあり得るだろう。ただ、資料の事例には、随分細かい話から、大きな話まで含まれている。著しい支障を及ぼす場合等の文言で限定をかけて改正していただきたい。この対応方針のただし書きが膨らむと、原則と例外が逆転しかねない。

(国土交通省) 我々としても、例外と原則が逆転しないよう、価値判断が入らない形で技術的に整理することは必要と考えている。例外については、具体的に都道府県決定の都市計画の見直しを伴うような場合でないと、軽易な変更から除外する意味がない。

(高橋部会長) 私も、資料で示されている隅切りの変更のような些細な話まで都道府県との協議対象にする必要があるのか疑問。本件について協議対象とする理由は何か。

(国土交通省) 本件について、変更内容自体が非常に軽微という指摘はそのとおり。ただ一方で、変更が生じる部分の地権者等との関係がある。都市計画決定をすることで53条制限がかかり、建築に縛りが出る。土地利用制限を伴う決定をしているため、私権の制限が課されることとなり、計画決定の規模の大小とは別に、措置は必要。

(大橋構成員) この隅切りの事例に関して、現行の記載だと道路構造上の問題で軽易な変更とできないというように見受けられる。今の話を踏まえれば、私権制限の関係があるためとしていただいた方が、よりの確なのではないか。

(国土交通省) 承知した。

(高橋部会長) 本資料の記載は、単なる例示であり、細かい表現ぶりは精査前であるため、必ずしも制度改正の内容がこれに縛られるものではないと理解してよいか。

(国土交通省) 構わない。例示としてあげている。

(大橋構成員) 都道府県が変更する場合にも同様の問題が生じると考えられるが、その際、国との協議は必要なのか。

(国土交通省) 都道府県は、国の利害等の調整の関係でしか協議が行われておらず、現状国が都市計画決定する事項はないため、同様の問題は都道府県と国との間では起こらない。

(高橋部会長) 承知した。

具体的な改正の表現ぶり等は事務局にあらかじめ相談いただき、原則と例外が逆転しないようお願いしたい。

<通番 40：町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止（国土交通省）>

(伊藤構成員) 国土交通省提出資料において、市と町村全体の職員数、都市計画決定件数の比較に関して、引き続き大きな差が認められたとあるが、これは第1次回答時のデータを再整理した結果の貴省見解ということか。一般的な規模の市と大都市を合わせて比較すること等、貴省のデータ解釈の在り方には疑問があると前回お伝えしたが。

(国土交通省) 御指摘は認識。ただ、その場でもお伝えしたように、制度論として町村と市の扱いを議論する際、例えば5万人未満の一部の市のみを抽出して比較することには違和感を覚える。

(伊藤構成員) 制度論としては市と町村というくくりになっていて、人口要件に関わらず市は同意が廃止されている。他方、人口数万人で職員体制が充実していても、町村は同意が必要というのは、社会経済実態に照らしておかしいのではないか。(国土交通省) それを突き詰めると、市町村ごとに設定要件を満たしているかの判断が必要となる。本件は市に認められているものを町村にも認めるのかという制度の話。市全体と町村全体の比較が制度的に適当ではないのか。そういう議論は前回もした。

我々は、市に対する同意廃止の支障事例が生じていることを懸念。コンパクト・プラス・ネットワークの推進に当たり、都道府県が持つ広域調整機能が重要となるが、同意の廃止により当該機能が十分に果たされなくなっている実態がある。その点を押さえてからでないと、市と同じであるからといって町村に対する同意を外すことは難しい。

(高橋部会長) 制度論として、町村と同じ行財政機能を持つ市を比較するのが適当というのが我々の考えであり、その点が平行線となるのは仕方がないが、今の支障事例の話は、市と町村の比較に係る議論とは別次元の話を持ち出されたという理解でよいか。

(国土交通省) よい。

(高橋部会長) 我々が人口当たりの職員数等のデータを踏まえて町村に対する同意を廃止することが適当と考え

ているということは、改めて認識いただきたい。

その上で、市に対する同意廃止により支障が生じているとのことだったが、アンケートにおいて47都道府県中35都道府県は支障なしと回答。本来の関与の程度の軽減との比較衡量をすると、必ずしも大きな話ではないのではないかと。

国土交通省提出資料において、市に対する同意廃止に伴う支障事例が提示されており、こうした事例が多数を占めているというなら別だが、そうでないなら、デメリットは同意廃止がもたらすメリットを否定するだけの積極的根拠にはならないのではないかと。

こうした現象は、協議の本旨が理解されていないために生じている可能性が高い。協議とは、都市政策上の考えをお互いに出し合い、意思疎通した上で、最終的に双方が意思決定するという話。そこは国交省として、協議の趣旨を制度的に徹底して現象に対応すればよいのではないかと。すなわち、協議制の運用改善で、本支障は十分克服できるのではないかと。

(国土交通省) メリット、デメリット論という観点はあるだろう。一方、都市計画には、都道府県決定のものと市町村決定のものがあり、それらの一体性の確保が制度の前提となる。その前提の確保手段として、現在、協議制度があり、その中で同意の要・不要という違いがある。同意により手続きが煩雑となるという意見もあるかもしれないが、同意により都道府県と市町村の都市計画の一体性が担保されているという面もある。現に発生している市の支障事例で、協議の本来のあり方に是正するため、同意を戻すとまではいうつもりはなく、メリットがデメリットを上回っている部分も確かにあるだろう。ただ、支障事例を踏まえ、より適切に制度運用がなされるようにしていくことが我々の務め。

(大橋構成員) 話が噛み合わない部分もあるが、本件が全国町村会からの提案で、町村の強い意向があるということは改めて確認したい。また、国土交通省資料において全国知事会の姿勢について指摘されているが、同意は不要とすべきというのが、全国知事会が書面で示している意向。であれば、当事者である全国知事会と全国町村会が本提案を進めるべしとの意向を示していることを前提に検討いただきたい。

(野村参事官) 本件は昨年度の提案であるため、全国知事会が書面で回答したのは昨年度時点であるが、今年もその点について変更はないと事務的に確認している。

(国土交通省) 事務局が確認済みとのことであれば、それを前提に議論する。

コンパクト・プラス・ネットワークを推進するに当たって、モータリゼーションが進み、人の行動範囲が広域化している中で、広域調整の重要性は高まっていると認識。その一つの手段が協議・同意という仕組みで、協議のみで広域調整機能が果たされているなら同意を外すこともありえるし、協議のあり方については非常に重要なポイントだとも考える。現時点で、町村と比較して経験値や体制面で優れていると評価している市において広域調整の観点から調整が行われていない事例が見受けられることに懸念を持っている。

また、都道府県の意向を全く聞かずに自らの意向どおりに決めることを同意廃止のメリットとすることには、違和感を覚える。

(高橋部会長) 広域調整機能の重要性を否定するつもりはないが、そのための手段が「同意付き協議」か「協議」かということで、我々は協議が本来のあり方と認識。

また、国土交通省資料の支障事例は都道府県視点のものであり、市の話も聞かなければ、本当に支障が分からないのではないかと。インターチェンジ周辺の開発に係る事例について、都道府県の計画を尊重しつつも、市が責任を持って決定するものはあり得る。また、仮に、制度所管庁である国交省として本件は、都市計画法上明らかに市が誤った都市計画であるというならば、それは市の方が都道府県の指摘を受け入れるべき案件であり、協議の過程で本来は是正されるものではないかと。

(国土交通省) 資料では省略しているものの、事例については周辺事情も含めて調べているので、その点も含め、問題の本質が何かということは整理したい。

1点、資料において「約束」とあるが、結果的には原案どおりの都市計画決定がされていて、その後のフォローされていないというのが現状。制度上、延長区間の都市計画決定が必ずしも担保されていない状況だというのが我々の認識。

(高橋部会長) フォローアップはよろしくお願ひしたい。議論はまだ平行線ということになってしまっている。

(大橋構成員) 支障事例として、郊外立地の商業施設の問題が挙げられており、これが相当頭の痛い問題ということは承知している。ただ、本件を同意制だけの問題とするのは違和感がある。大規模小売店舗立地法による調整など様々なツールがある中でも、十分調整できていないとのこと、更に道具が必要だということを示す

ケーススタディーのようにも思う。都市計画法の同意だけが手段ではないのではないか。
(国土交通省) 御指摘はおっしゃるとおり。ただ、現行制度上、同意しか手段がないために本事例が生じてしまったということもあるが、今後のあり方については、同意権の話とは別に考える必要があると考える。
(高橋部会長) 本件は昨年から議論しており、お互いに平行線の部分も多々残っている。事務局を通じて引き続き協議していきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)